

## 倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市移住就職者家賃支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 中小企業 市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）
- (2) 賃貸住宅 本市に所在する居住用の賃貸住宅（ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。）
  - ア 社宅、官舎、社員寮等の中小企業又はその関係人から貸与されている住宅
  - イ 市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅
  - ウ 世帯員の2親等以内の親族が所有する住宅（賃貸住宅であるものを含む。）
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃貸住宅の月額賃借料（共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費その他の経費を除いたものに限る。）
- (4) 移住就職者 市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
  - ア 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと。
  - イ 第5条の申請（ウにおいて同じ。）の時点での年齢が18歳以上であること。
  - ウ 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して1年以上本市に居住する意思を有すること。
  - エ 賃貸住宅の名義人であること。
  - オ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生、公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと。
  - カ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
  - キ 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと。
  - ク 他の世帯員が過去に中小企業を介して補助金の交付を受けておらず、又は受けようとする者でないこと。
- (5) 正社員 中小企業に直接雇用されている労働者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
  - ア 労働契約の期間の定めがない者
  - イ 所定労働時間がフルタイムである者

(交付目的)

第3条 補助金は、就職を機に本市に移住した者の居住に要する経費の一部を中小企業を介して支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）

の額と第4欄に掲げる額とのいずれか少ない額に12を乗じた額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）以下とする（2年度にわたって交付する場合を含む。）。

（交付申請の時期等）

第5条 補助金の交付申請（以下「申請」という。）は、移住就職者を正社員として雇用した日又は移住就職者が賃貸住宅の賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日から90日以内に行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第1号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 移住就職者を正社員として雇用した中小企業が市税を完納していることについての証明書
- (2) 正社員として雇用した移住就職者の賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 正社員として雇用した移住就職者の誓約書（様式第4号）

（交付決定の時期等）

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額

2 第6条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の規定にかかわらず、様式第6号の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、家賃支援の支給実績が確認できる書類を添えるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第7号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第8号によるものとする。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年8月17日（以下「施行日」という。）から施行し、同年4月1日以後に着手した補助事業に適用する。

2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年4月1日から施行の日までの間に正社員として雇用され、又は賃貸住宅の賃貸借契約を締結した移住就職者についての同項本文の規定は、「移住就職者を正社員として雇用した日又は移住就職者が賃貸住宅の賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日」とあるのを「この要綱の施行の日」と読み替える。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

4 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助限度額
移住就職者家賃 支援事業	移住就職者を正社員として雇用した 中小企業	補助事業者が正社員として雇用した移住就職者（以下「対象者」という。）が居住する賃貸住宅の家賃（住居手当その他の当該対象者が受け取る家賃についての給付がある場合は、当該給付を除いた後のもの。以下同じ。）の2分の1	移住就職者1人の家賃1月当たり10,000円